

国民生活安定緊急措置法 施行状況報告書

〔令和2年1月1日から
同年6月30日まで〕

令和2年7月

この報告は、国民生活安定緊急措置法第28条の規定に基づく令和2年1月1日から同年6月30日までの期間におけるこの法律の施行状況に関する報告である。

国民生活安定緊急措置法の施行状況

国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号。以下「法」という。）の令和 2 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間における法の施行状況は以下のとおりである。

1 売渡しの指示

北海道において、一般家庭用マスクを供給する必要性が特に高まったこと等を踏まえ、法第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 3 日及び 3 月 17 日に厚生労働大臣が一般家庭用マスクの製造事業者及び輸入事業者に対して、国への売渡しを指示した。

2 譲渡の禁止

（1）衛生マスク

衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクの譲渡を禁止する等の必要があるため、法第 27 条に基づき消費者委員会へ諮問し、令和 2 年 3 月 9 日に答申されたことを受け、法第 26 条第 1 項及び第 37 条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 42 号）を制定し、同年 3 月 11 日に公布され、3 月 15 日から施行された。本政令において、法第 26 条第 1 項の政令で指定する生活関連物資等を衛生マスクとし、衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととするとともに、この規定に違反した場合について罰則を定めた。

（2）消毒等用アルコール

消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した消毒等用アルコールの譲渡を禁止する必要があるため、法第 27 条に基づき消費者委員会へ諮問し、令和 2 年 5 月 21 日に答申されたことを受け、法第 26 条第 1 項及び第 37 条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 173 号）を制定し、同年 5 月 22 日に公布され、5 月 26 日から施行

された。本政令において、法第 26 条第 1 項の政令で指定する生活関連物資等に、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 2 項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）を追加し、不特定の相手方に対し売り渡す者から消毒等用アルコールの購入をした者は、当該購入をした消毒等用アルコールの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該消毒等用アルコールの売買契約の申込み又は誘因をして行うものであつて、当該消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととするとともに、この規定に違反した場合について罰則を定めた。

